

**Q** 飲食業を営む事業者です。売上げが減少して厳しい状況にあります。が、「事業再構築補助金」とは何でしょうか。

**A** 「事業再構築補助金」

とは「中小企業等事業再構築促進事業」ともいいます。申請前の直近6カ月のうち任意の3カ月の合計の売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等を対象とした事業となります。対象となる中小企業等が認定経営革新等支援機関や金融機関と

中小企業  
診断士による  
経営  
Q&A

ともに事業計画を策定し、一体となつて事業再構築に取り組むことで、事業終了から3年から5年までの期間で年率平均3・0%以上の付加価値額又は従業員1人当たり付加

などの所定の条件を満たすと、「緊急事態宣言特別枠」の適用を受けられることもあります。

対象となる事業のイメージとしては、新型コロナウイルスによる社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取り組みを

た事業が該当します。総じて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止できる形態の事業、国民1人ひとりの新型コロナウイルスへの感染を防止しやすくなる事業が求められているといえます。

他方、国として対象となる事業のイメージを提示できていない。新型コロナウイルスの感染状況も第4波が見えつつある状況であり、事業再構築を行う

りません。事業再構築を現実化するためにも、国としても認定経営革新等支援機関や金融機関とともに事業計画を策定し、必要に応じて新規事業の実施に対する専門的な観点からの助言やサポートを求めています。

## 事業再構築補助金とは

価値額の増加を達成する必要があり。中小企業には通常枠と卒業枠が、中堅企業には通常枠とグローバルV字回復枠が設定されており、それぞれ補助額と補助率が異なります。更に、令和3年の国による緊急事態宣言の影響を受けたことによる売上げ減少

通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築が該当します。飲食業であれば、店内飲食の売上げ減少を受けて、テークアウトやオンライン注文サービスといった新分野展開を行う、高齢者向けの食事宅配事業による地域の高齢化へのニーズへ対応するとい

金面の課題以外にも、個々の中小企業等の得意分野や経営資源、商圏、顧客ニーズ、先行の事業者の存在などの事業環境などもそれぞれに異なります。

(中小企業診断士・小林健)

は、中小企業診断士等の専門家のサポートを受けられはいいかがでしょうか。

◆ 連絡先・一般社団法人埼玉県中小企業診断協会(☎048・762・3350)